

本辞典の利用のしかた

はじめに

本書は、個々の法概念ないし制度を理解するのに必要な要素をコンパクトにまとめたサブテキストであり、一つの項目を最後まで読めば、これに関する必要最小限の理解が得られるようになっている。

目次として、あいうえお順の事項索引（INDEX）を巻頭に付した。各項目のページ数のあとに、一応の執筆分担を示すものとしてNとTの文字を付しているが、各項目の内容については、両名が共同で検討を加えたことを付記しておきたい（N・中田、T・高嶋）。大学・法科大学院の講義時に便利なように、パンデクテン方式（p. 228参照）で配列した索引を置いた。これにより、各講義科目ごとの重要なキーワードが把握できると思われる。

項目の設定および調整

①本書は、最近の民法学および法改正の動向を踏まえ、民法の基礎的な用語、および民法の理解に必要な若干の民法以外の法律用語として409語を選び出した。

②「債権者取消権」と「詐害行為取消権」のような同義語については、一方だけに解説を加え、他方は項目見出しとして置くにとどめた。

③「意思主義」と「表示主義」のように、相互に関連する複数の用語については、両者を「意思主義・表示主義」として一つの項目として扱い、関連性に配慮した説明を加えた。あわせて、「表示主義」からも参照できるようにした。

④ある事項につき見解が分かれている場合、原則として判例・通説に従って叙述するように心がけた。ただし、見解の対立を示すことが問題の理解にとって重要である場合には、複数の見解を併記するようにした。

見出し記号

項目中の見出し記号は、①②、(a)(b)、①②、(i)(ii)を使い分けた。また、関連論点については、【】で表した。

判決の引用

サブテキストとしての本書の性格上、コンパクトさを考えて判決年月日は付記していない。本文で扱った判例は、代表的なものであり、教科書や判例付き六法などで容易に調べることが可能である。

法令・条項の扱い方

- ①本書中、番号のみで表記された引用条文はすべて民法典の条文を意味する。
- ②不動産賃貸借に関する特別法の引用については、必要と思われる限りで旧法（建物保護法、借地法、借家法）と新法（借地借家法）の両方を引用した。
- ③民法典以外の法令名の表記については、簡略化することが通例であるものや、正式名称が長すぎるものについては、別表（p. 6）の略語によった。

